

都市計画税の使途

都市計画税は、地方税法第 702 条の規定により、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税です。その使途に基づく事業にかかる一般財源(市負担分)に充当しています。

都市計画税収入額 3, 585, 145千円

(単位：千円)

事業費等の内訳	令和5年度 決算額	財 源 内 訳				一般財源 (市負担分) のうち 都市計画税 充当額
		特 定 財 源			一般財源 (市負担分)	
		国県支出金	地方債	その他		
街路事業	1, 403, 373	463, 239	830, 600	2, 601	106, 933	81, 026
公園事業	90, 234	14, 607	52, 000	94	23, 533	17, 832
土地区画整理等事業	1, 198, 048	333, 618	647, 900	72	216, 458	164, 016
上記事業に係る地方債償還額	2, 051, 512	0	0	0	2, 051, 512	1, 554, 490
下水道事業	2, 333, 000	0	0	0	2, 333, 000	1, 767, 781
合 計	7, 076, 167	811, 464	1, 530, 500	2, 767	4, 731, 436	3, 585, 145